

〈基本方針〉

近年の畜産経営は、飼料を初めとする資材価格の高騰や素牛価格の高止まりなど、今日まで経験したことがない状況が続いている。また、国会で承認された環太平洋経済連携協定（TPP）や今後交渉が進むであろう新たなFTA、EPA交渉では、肉牛など重要品目での大幅な関税削減など、これまでも増して予断を許さない状況となっている。

今後市場のグローバル化が進み、輸入が急増した場合に関税を引き上げるセーフガードを設けてはいるものの、本県の畜産経営者からは積極的な輸出推進による新たな消費拡大の声とともに安価な外国産畜産物の輸入増加による生産品の価格低下や、生産意欲の減退を心配する声も上がっている。

このような畜産情勢において、国では「農林水産業地域の活性化創造プラン」に基づく、畜産・酪農の競争力強化などの施策を推進することとされたところである。セーフティネットについては、昨年12月に「畜産物の価格安定に関する法律」の改正案が国会で成立（施行日はTPP協定の発効日）し、牛マルキンなどの制度強化が期待されている。

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（基金化）」については、本会が県窓口団体として、畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入などにより本県畜産業の基盤強化に努めているところである。

また、県では、「滋賀県農業・水産業基本計画」による近江牛等の生産振興や県内産自給飼料の活用などの施策が進められており、今後「世界農業遺産」プロジェクトや「GI」などの近江の魅力発信に向けた取り組みを支援する。

引き続き本会は、畜産関係者の負託に応えるべく、財政・人的基盤の見直しを通じ、組織体制強化と可能な限りの合理化に努める。また、行政施策である価格安定対策事業、生産振興対策事業、家畜防疫体制確保事業、畜産生産団体活動支援事業等に取り組み、安全・安心な県内畜産物の安定生産を推進し、本県の畜産振興に努めるものとする。

I 事業の概要

1 経営安定対策

肉用子牛・肉用牛の価格補てん事業やその他の関連助成対策事業を実施し経営の安定を図る。

2 生産振興対策

（1）生産振興および経営技術対策

畜産経営の安定及び生産性の向上を図るために、経営診断やデータ等に基づく生産・技術改善指導などを行う。また、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）の取組を支援する。

（2）酪農経営安定対策

ゆとりある酪農経営を確立するため、酪農ヘルパー利用組合が行うヘルパー事業の円滑な推進やヘルパー要員の確保・育成を支援する。

（3）家畜改良対策

家畜改良の増進を図るため、家畜登録事業（和牛・乳牛）を実施するとともに、牛凍結精液の配布等を行う。

3 家畜防疫体制確保対策

安全・安心の畜産物を生産・提供するための家畜疾病防疫対策や家畜衛生指導等を行う。また、万一の悪性伝染病等の万一発生に備えての互助基金対策等も実施する。

4 畜産生産団体の活動支援対策

本会内に事務局を置く畜産関係任意団体（5団体）の活動を支援し、県内畜産の振興に努める。